

入 札 公 告

議案書等電子化業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6 第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年10月29日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 議案書等電子化業務 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県及び国の機関から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 県内に事業所を有し、かつ、当該業務を確実に履行できる体制を整えている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式1）に、必要な書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻まで必着とし、送付の後電話で確認を取ること。

- (1) 提出期限 令和8年11月11日（水）午後5時15分まで必着とする。
- (2) 提出場所 郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部総務課（本庁舎2階） 電話 024-521-7026
- (3) 提出方法 持参又は郵便による。（持参の場合は土日祝日を除く。）

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和8年10月29日（木）から同年11月11日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

5 入札説明書等の配付

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配付する。

なお、入札説明書等は、福島県総務部総務課のページよりダウンロードすることができる。（URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>）

- (1) 配付期間 4に掲げる期間に同じ
- (2) 配付場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他

郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年11月18日（水）午前11時00分
- (2) 場 所 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（入札書に記載する金額の100分の110に相当する額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

10 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格では、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、施行令第167条の 10 第 1 項の規定に基づき、その者を落札者としないことがある。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(総務課)